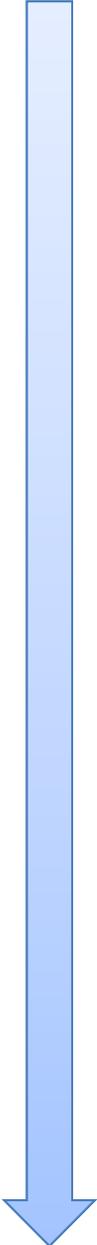


東京電力福島原子力発電所事故後の 原子力規制の見直し

平成24年12月
事務局

原子力規制組織体制の変遷

- 
- 1955年 原子力基本法成立
 - 1956年 原子力委員会発足、科学技術庁発足
 - 1957年 原子炉等規制法成立

 - 1974年 原子力船「むつ」放射線漏れ事故
 - 1978年 原子力安全委員会発足(事務局:科学技術庁)

 - 1995年 高速増殖原型炉もんじゅ二次系ナトリウム漏洩事故
 - 1999年 JCO加工施設臨界事故
原子力災害対策特別措置法成立
 - 2000年 原子力安全委員会体制強化(事務局:総理府)
 - 2001年 原子力安全・保安院発足

 - 2011年 東京電力福島第一原子力発電所事故
 - 2012年 原子力規制委員会発足

原子力規制組織・制度改革の経緯

(平成23年)

- 3月11日 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故
- 6月 7日 原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書
- 8月15日 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針(閣議決定)
- 12月13日 原子力事故再発防止顧問会議提言
- 12月26日 政府事故調中間報告

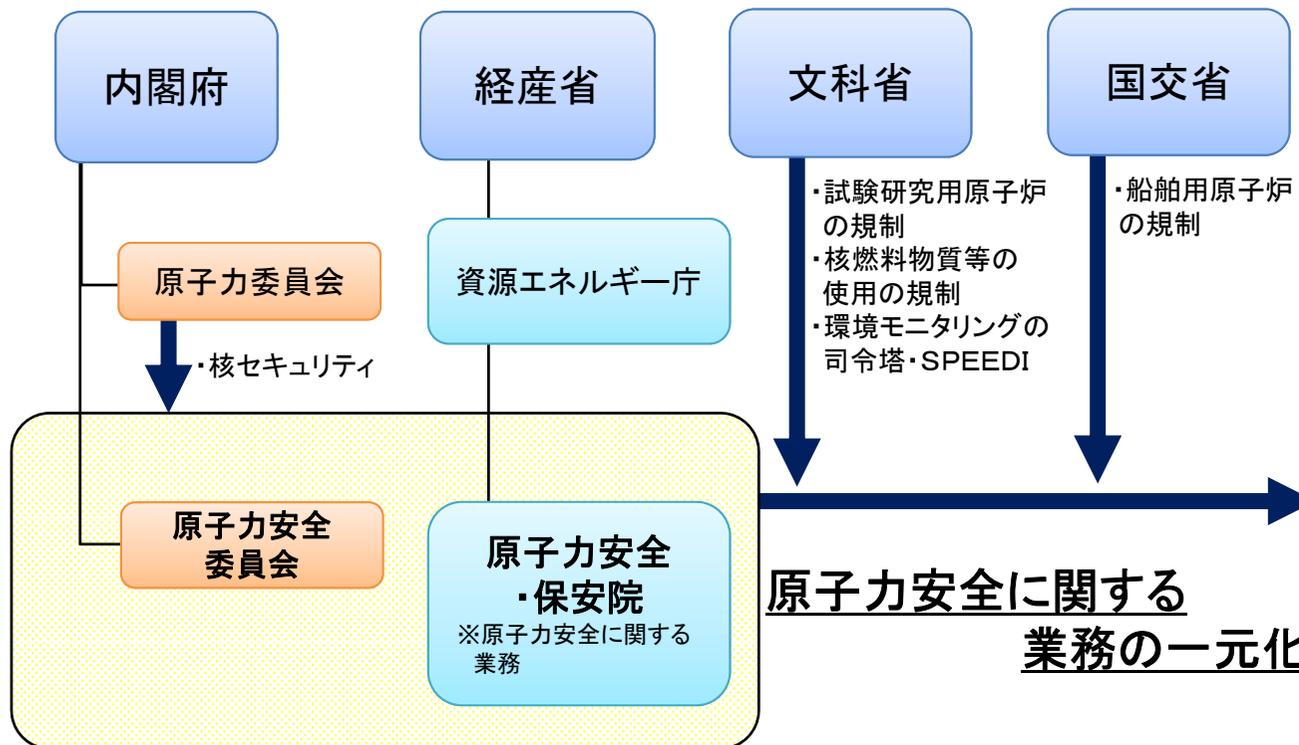
(平成24年)

- 1月31日 政府による原子力組織制度改革法案等の国会提出(政府案)
- 2月27日 民間事故調報告書
- 4月20日 自民党・公明党による法案の国会提出(自公案)
- 5月29日 政府案及び自公案が審議入り
- 6月15日 民主党・自民党・公明党による修正法案が衆議院環境委員長提案として提出
- 6月20日 原子力規制委員会設置法の成立
- 6月27日 原子力規制委員会設置法の公布(公布から3か月以内に施行)
- 7月 5日 国会事故調報告書
- 7月23日 政府事故調最終報告
- 9月19日 原子力規制委員会が発足

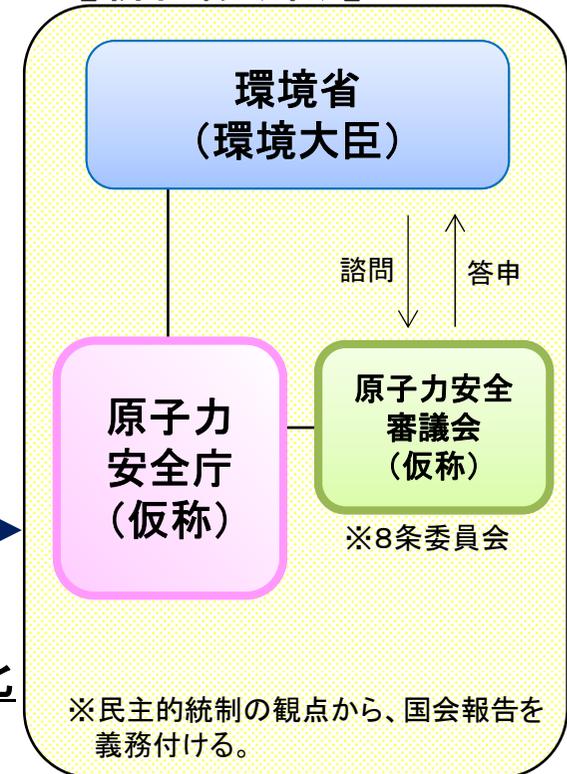
原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針(平成23年8月15日閣議決定)

- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置する。
- 原子力安全委員会については、規制と利用の分離により、中核的機能であるダブルチェック機能の意義が薄れることから、その位置づけ・役割を見直し、専門的知見を活かした助言・諮問機関として、新組織の下に、原子力安全審議会(仮称)を置く。

【23'までの原子力安全行政組織】



【新組織(案)】



原子力事故再発防止顧問会議(平成23年12月13日提言公表)

概要

- 原発事故の収束及び再発防止担当大臣(細野大臣)の有識者会議。原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方等について検討。
- 委員は、様々な分野(原子力工学、社会科学、公共政策、エネルギー政策、法学、メディア、他)の計11名により構成。
- 平成23年10月から計4回開催した後、同年12月13日に提言を取りまとめ。

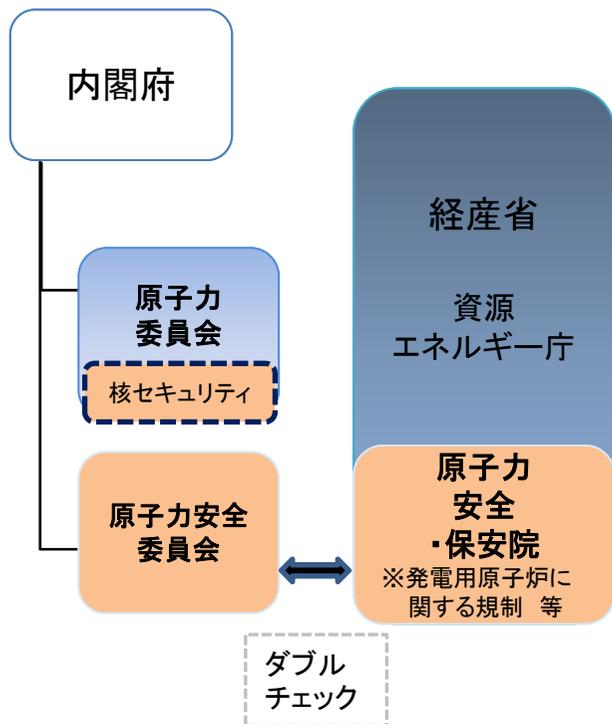
提言

- 新しい原子力安全規制組織の**独立性の確保**に加え、原子力安全行政に対する国内外の信頼確保、機能向上のための**改革7原則**を提案。
 - ①規制と利用の分離、②一元化、③危機管理、④人材の育成、⑤新安全規制、⑥透明性、⑦国際性

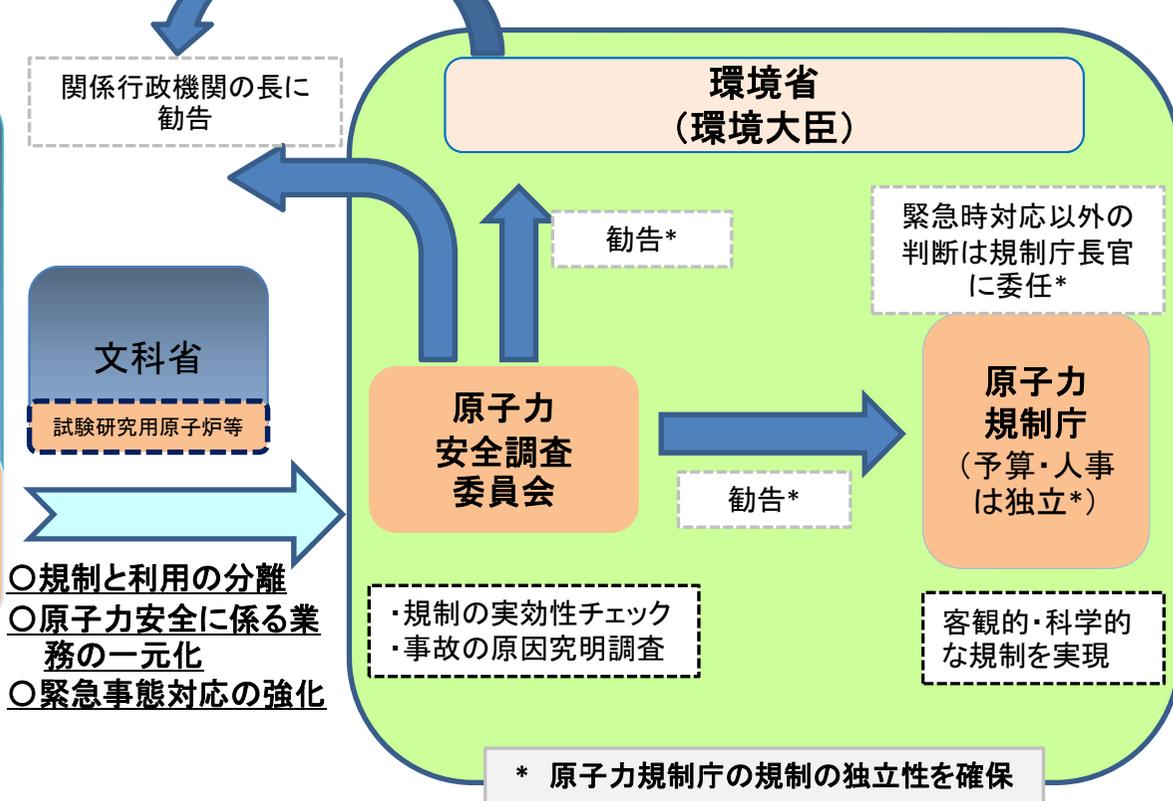
原子力組織制度改革法案等(平成24年1月31日閣議決定)

- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、各省の関係業務を一元化し、環境省に、独立性の高い外局として、原子力規制庁を設置。
- 規制の実効性チェック、事故の原因究明調査を行い、必要に応じ勧告等を行うことにより、原子力規制庁の規制の独立性を担保する監視機関として、原子力安全調査委員会を置く。

【23'までの原子力安全行政組織】



【新組織(案)】



原子力規制委員会設置法(平成24年6月14日環境委員長提案、同月20日成立)

① 原子力規制委員会の組織及び機能

- 環境省の外局として、原子力規制委員会を設置(いわゆる「3条委員会」)(委員長及び委員4名は、国会同意を得て、総理が任命)
- 原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置
- 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化
- (独)原子力安全基盤機構(JNES)を所管(必要となる法制上の措置を速やかに講じて、JNESを原子力規制庁に統合)
- (独)日本原子力研究開発機構(JAEA)及び(独)放射線医学総合研究所の業務の一部を共管

② 原子力安全規制の転換

- 重大事故対策の強化
- 最新の知見に基づく規制の実施(バックフィット制度)
- 40年運転制限の導入 等

③ 原子力防災対策の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進
- 原子力災害対策指針の法定化
- 原子力災害対策本部の強化、緊急事態解除後の事後対策の円滑化
- 緊急時における原子力災害対策本部長(総理)の権限を明確化

新しい原子力規制組織

